

税制改正等の内容

- 平成26年10月17日付で所得税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第338号）が公布され、源泉所得税関係について次のような改正が行われています。

通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、下表のとおり、引き上げられました。

この改正は、平成26年10月20日に施行され、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

区 分		課税されない金額 (非課税限度額)	
		改正後	改正前
自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55キロメートル以上である場合	31,600円	24,500円
	通勤距離が片道45キロメートル以上55キロメートル未満である場合	28,000円	
	通勤距離が片道35キロメートル以上45キロメートル未満である場合	24,400円	20,900円
	通勤距離が片道25キロメートル以上35キロメートル未満である場合	18,700円	16,100円
	通勤距離が片道15キロメートル以上25キロメートル未満である場合	12,900円	11,300円
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	7,100円	6,500円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	4,200円	4,100円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	(全額課税)	同左

(注) 1 改正後の非課税限度額は、平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されますので、次に掲げる通勤手当については、改正前の非課税限度額が適用となります。

- ① 平成26年3月31日以前に支払われた通勤手当
- ② 平成26年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で平成26年4月1日以後

に支払われるもの

③ ①又は②の通勤手当の差額として追加支給されるもの

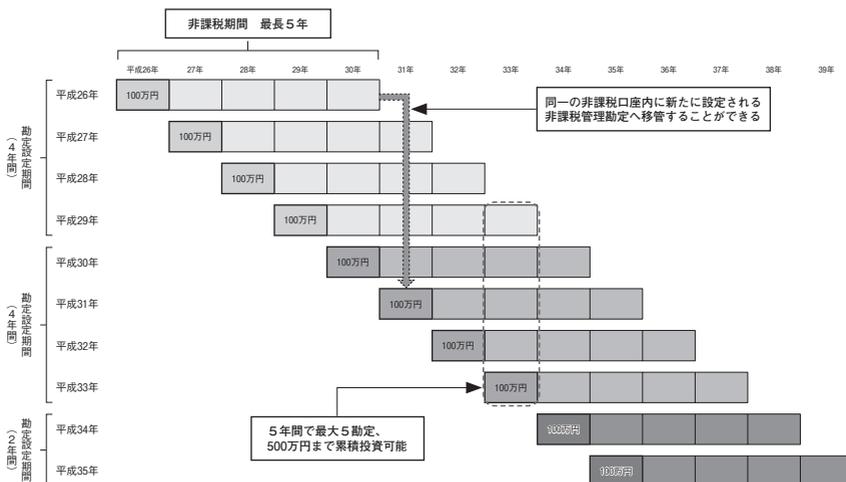
2 平成26年10月20日前に既に支払われた通勤手当（平成26年4月1日以後に支払われるべき通勤手当をいい、平成26年4月1日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）についても改正後の非課税限度額が適用されますが、この場合の精算は平成26年分の年末調整（年途中で退職した人などで年末調整の対象とならない場合は、所得者本人が確定申告）により行います。

○ 平成26年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内において、非課税管理勘定を設定する金融商品取引業者等の変更又は非課税口座の再開設が可能となりました。

この改正は、平成27年1月1日以後に一定の手続を行う場合に適用されます。

(1) 改正前の制度の概要



非課税口座内に設けられる非課税管理勘定については、勘定設定期間ごとに一つの金融商品取引業者等に設定され、一旦非課税管理勘定を設定すると、同一の勘定設定期間内においては、他の金融商品取引業者等への変更はでき

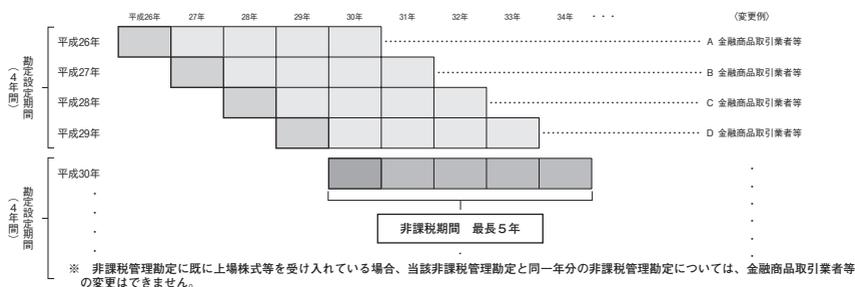
ないこととされています。

また、非課税口座を廃止すると、同一の勘定設定期間内においては、非課税口座を再開設することはできないこととされています。

(2) 改正の内容

イ 非課税管理勘定を設定する金融商品取引業者等の変更

非課税口座を開設している居住者等は、一定の手続の下で、当該非課税口座に設けられた非課税管理勘定の年分の属する勘定設定期間と同一の勘定設定期間内において、非課税管理勘定を設定する金融商品取引業者等を変更することができることとされました。ただし、非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れている場合、当該非課税管理勘定と同一年分の非課税管理勘定については、金融商品取引業者等の変更はできません。



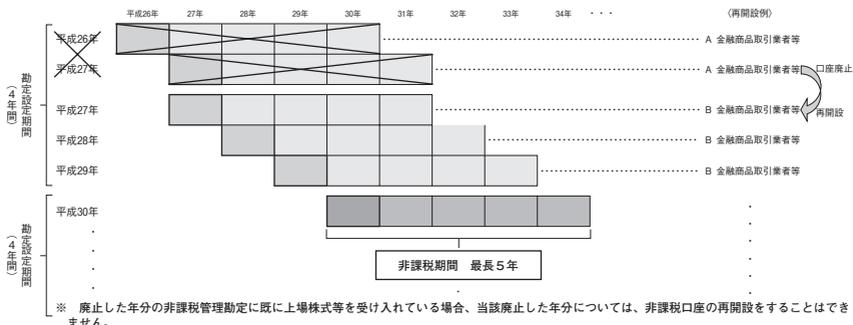
《金融商品取引業者等の変更に係る手続》

- ① 非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に対し、当該非課税口座に非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「勘定設定年」という。）の前年10月1日からその勘定設定年の9月30日までの間に、「金融商品取引業者等変更届出書」を提出し、当該金融商品取引業者等の営業所から「非課税管理勘定廃止通知書」の交付を受ける。
- ② 非課税口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所に対し、非課税口座を開設しようとする年（以下「口座開設年」という。）の前年10月1日から上場株式等を当該口座に受け入れる日又はその口座開設年の9月30日のいずれか早い日まで、「非課税管理勘定廃止通知書」を添付した「非課税口座開設届出書」を提出^(注)する。

(注) 提出しようとする金融商品取引業者等の営業所に既に非課税口座を開設している場合には、「非課税管理勘定廃止通知書」のみを提出。

ロ 非課税口座の廃止及び再開設

非課税口座を廃止した場合であっても、一定の手続の下で、同一の勘定設定期間内において非課税口座の再開設をすることができることとされました。ただし、廃止した年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れている場合、当該廃止した年分については、非課税口座の再開設をすることはできません。



《非課税口座の廃止及び再開設に係る手続》

- ① 非課税口座を開設している金融商品取引業者等の営業所に対し、「非課税口座廃止届出書」を提出し、当該金融商品取引業者等の営業所から「非課税口座廃止通知書」の交付を受ける。
 - ② 非課税口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所に対し、口座開設年の前年10月1日から上場株式等を当該非課税口座に受け入れる日又はその口座開設年の9月30日のいずれか早い日までに、「非課税口座廃止通知書」を添付した「非課税口座開設届出書」を提出^(注)する。
- (注) 提出しようとする金融商品取引業者等の営業所に既に非課税口座を開設している場合には、「非課税口座廃止通知書」のみを提出。

2 給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成28年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後	
	平成25年～平成27年分の所得税	平成28年分の所得税	平成29年分以後の所得税
上限額が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

(注) 上記の改正に伴い、平成28年分及び平成29年分以後の「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

3 居住者が新株予約権等(株式を無償又は有利な価額により取得することができる一定の権利で、当該権利を行使したならば経済的な利益として課税されるものをいいます。)をその発行法人から与えられた場合において、当該居住者等が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、事業所得に係る収入金額、給与等の収入金額、退職手当等の収入金額、一時所得

に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなして課税することとされました。

この改正は、平成26年4月1日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用されます。

4 中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会（火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会）の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えるなど、所要の措置が講じられました。

この改正は、平成26年4月1日から適用されます。

5 居住者が、要耐震改修住宅^(注)を取得した場合において、次に掲げる要件その他の所定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

- (1) 要耐震改修住宅の取得の日までに、同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続をしていること
- (2) 要耐震改修住宅を居住の用に供する日（当該取得の日から6か月以内の日に限ります。）までに、耐震改修により要耐震改修住宅が耐震基準（地震に対する安全性に係る一定の基準等をいいます。）に適合することとなったことについて一定の証明がされたこと

この改正は、平成26年4月1日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用されます。

(注) 「要耐震改修住宅」とは、建築後使用されたことのある家屋で耐震基準等に適合しない一定のものをいいます。

6 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、育児休業等により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に基づく金銭等の払込みがなかった場合の措置が講じられました。

この改正は、平成27年4月1日以後に所定の申告書を提出する場合に適用されます。

(1) 改正前の制度の概要

勤労者が、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約（以下「財形契約」といいます。）に基づき金銭等の最後の払込みのあった日から2年を経過する日

までの間に金銭等の払込みがなかった場合には、最後の払込日から2年を経過する日以後に支払われる利子等については、非課税措置は適用されません。

(2) 改正の内容

勤労者が、育児休業等（産前産後休業及び法令の規定に基づき3歳未満の子を養育するためにする休業をいいます。）をする旨等の一定の事項を記載した「申告書」を、当該育児休業等を開始する日までに勤務先等及び金融機関の営業所等を経由して税務署長に提出し^(注1)、当該育児休業等の終了の日の直後の金銭等の払込日（以下「再開日」といいます。）に金銭等の払込みをした場合には^(注2)、当該財形契約に基づく利子等につき、引き続き非課税措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 1 「申告書」が金融機関の営業所等に受理されたときに、その受理された日に税務署長に提出されたものとみなされ、税務署長が提出を求めるまでの間、その金融機関の営業所等の長が勤務先ごとに整理し保存するものとされています。

2 再開日に金銭等の払込みがなかった場合には、当該育児休業等の終了の日後に支払を受ける利子等については、非課税措置の適用はありません。

7 国家公務員共済組合連合会等から支払を受ける一定の公的年金等に係る源泉徴収税額の計算について、所要の措置が講じられました。

この改正は、平成27年10月1日以後に支払うべき公的年金等について適用されます。

国家公務員共済組合連合会等が、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している居住者に対して、国家公務員共済組合法第74条第1号に掲げる退職年金その他の一定の公的年金等を支払う場合の源泉徴収すべき税額については、当該国家公務員共済組合連合会等が支払う公的年金等の金額から各種控除の月割額（一定の調整控除額を控除）に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に5%（当該残額が162,500円に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額については、10%）の税率を乗じて計算することとされました。

8 割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例（償還時の源泉徴収）の対象となる割引債の範囲について、利子が支払われる公社債でその利率が著しく低いものに代えて、利子が支払われる公社債でその発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるものを加えることとされました。

この改正は、平成28年1月1日以後に支払われる割引債の償還金について適用されます。

9 特定公社債の範囲について、平成27年12月31日以前に発行された公社債の範囲から、同族会社が発行した社債が除外され、これに伴い、当該社債の利子でその同族会社の株主等が平成28年1月1日以後に支払を受けるべきものは、20%源泉分離課税の対象から除外され、総合課税の対象とされました。

平成25年度の改正により、平成27年1月1日以後適用される主なもの

平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされたことに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

この改正は、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

租税条約関係（発効）

○ マカオとの租税情報交換協定が発効しました

日本とマカオとの間で、「租税に関する情報の交換のための日本国政府と中華人民共和国マカオ特別行政区政府との間の協定」が発効しました。

本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能とするものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

本協定は、平成26年5月22日に発効しましたので、日本の源泉所得税については、原則として同日以後に課されるものから適用されます。

○ スウェーデンとの租税条約を改正する議定書が発効しました

日本とスウェーデンとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書」が発効しました。

本議定書は、昭和58年に発効（平成11年に一部改正が発効）した現行条約の一部を改正するものであり、両国間の投資交流を一層促進するため、投資所得（配当、利子及び使用料）に対する源泉地国免税の対象を拡大するとともに、これに伴う租税回避行為を防止するための規定を導入しています。

本議定書は、平成26年10月12日に発効しましたので、日本の源泉所得税については、平成27年1月1日から適用されます。

本議定書の主な内容は以下のとおりです。

1 投資所得に対する源泉地国での限度税率等

	配当		利子	使用料
	親子会社間（持株要件）	その他		
現行条約	免税（25%以上かつ上場法人等） 5%（25%以上）	15%	10%	10%
改正条約	免税（10%以上）	10%	原則免税	免税

2 租税回避行為の防止のための規定の導入

3 相互協議手続における仲裁制度の導入

4 税務当局間の情報交換の拡充

5 徴収共助の拡充

○ オマーンとの租税協定が発効しました

日本とオマーンとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定」が発効しました。

日本とオマーンの間では、これまで租税協定は存在せず、本協定は今回新たに締結されたものです。

本協定は、国際的な二重課税を調整するため、両国において課税することができる範囲を明確にする規定等を設けています。また、本協定の締結によって、両国で生じた課税に関する問題についての協議や租税に関する実効的な情報交換の実施が可能となります。

本協定は、平成26年9月1日に発効しましたので、日本の源泉所得税については、平成27年1月1日から適用されます。

本協定の主な内容は以下のとおりです。

1 投資所得に対する源泉地国での限度税率等

配当		利子	使用料
親子間（持株要件）	その他		
5%（10%以上）	10%	免税（政府等） 10%（その他）	10%

2 税務当局間の協議（相互協議）に関する規定の導入

3 税務当局間の情報交換に関する規定の導入

4 その他

- (1) 移転価格課税の対应的調整に関する規定の導入
- (2) 匿名組合条項の導入
- (3) 協定の濫用を防止するための規定の導入

○ 英領バージン諸島との租税情報交換協定が発効しました

日本と英領バージン諸島との間で、「租税に関する情報の交換のための日本国政府と英領バージン諸島政府との間の協定」が発効しました。

本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能とするものであり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

本協定は、平成26年10月11日に発効しましたので、日本の源泉所得税については、原則として同日以後に課されるものに関する要請について適用されます。

租税条約関係（未発効）

○ 英国との租税条約を改正する議定書が署名されました

日本と英国との間で、「所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書」の署名が行われました。

本議定書は、平成18年に発効した現行条約の一部を改正するものであり、両国間の投資・経済交流を一層促進するため、事業利得に対する課税に関する新たな条項を導入するとともに、投資所得（配当及び利子）に対する源泉地国免税の対象を拡大しています。また、両国の税務当局間の協力関係を強化する観点から、相互協議手続における仲裁制度及び徴収共助を導入しています。

本議定書の主な内容は以下のとおりです。

1 投資所得に対する源泉地国での限度税率等

	配当			利子
	親子会社間 (持株要件)	年金基金等	その他	
現行条約	免税（50%以上） 5%（10%以上）	免税	10%	免税（金融機関、年金基金等） 10%（その他）
改正条約	免税（10%以上）	免税	10%	原則免税

- 2 事業利得に対する課税に関する新たな条項の導入
- 3 相互協議手続における仲裁制度の導入
- 4 徴収共助の導入

本議定書は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、平成26年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成27年1月1日から適用されます。